

福島県建設業管理システム電子入札連携サーバ等保守仕様書

福島県建設業管理システム電子入札連携サーバ等に係る賃貸借期間中の保守業務（以下「保守業務」という。）について、発注者を甲とし、受注者を乙として以下に示すとおり定める。

1 総則

- (1) 対象となる機器等
別紙「機器等構成」による。
- (2) 保守の期間
令和7年1月1日から令和9年9月30日までとする。
- (3) 機器等の保守体制等
 - ① 担当者
乙は、保守に係る問合せ又は現地作業に対応するための担当技術者及び分担を明確にして配置すること。
 - ② 保守体制
乙は、本仕様書に定める事項に対応するため、原則として2時間以内に対応できる体制を整えること。
なお、担当技術者及び連絡先を明記した保守体制図を提出するものとする。
 - ③ 保守業務の遂行
乙は、システムの適正な稼働状況を持続するため、保守及び機器等に係る障害発生時の対応において、甲及び運用管理受注者と連携して業務を遂行することとする。なお、機器等の保守又は障害発生時の対応において、乙が必要な措置を講じるものとする。
- (4) 保守業務遂行上の留意点
 - ① 乙は、保守業務のために当該業務従事者が別途指示するデータセンタ及び福島県庁西庁舎マシン室に入退室することに関しては、あらかじめ甲の承認を得るとともに、福島県企画調整部デジタル変革課の指示を、同室に入退室する従事者に遵守させることとする。
 - ② 乙は、保守業務の遂行に当たって、建設業管理システムはもとより別途指示するデータセンタ及び福島県庁西庁舎マシン室で行われている各業務の遂行及び同室内に設置されている機器を用いて運用されている、それぞれの電算システム（以下「他システム」という。）の運行を妨げてはならない。ただし、次項③に該当し、甲の指示があった場合は、この限りではない。
 - ③ 乙は、保守業務の遂行上、電気の通電を停止する必要があるなどの事由により、建設業管理システム又は他システムの運用を停止しなければならない場合、当該業務の実施日程について、甲の指示を受けるものとする。
 - ④ 保守業務において必要となる電気については、その必要とする分量を甲が無償で提供する。なお、これ以外の業務遂行上必要となる器具、資材及び消耗品等については、乙が準備することとする。
 - ⑤ 保守業務遂行により生じた廃棄物については、乙の責任により適法に処分すること。
- (5) 保守業務の従事者
保守業務を遂行する上で、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施することができないものについて、乙は、当該作業に必要な資格を有する者を従事者として選定し、その作業に当たらせるものとする。

2 保守（メンテナンス）項目

- (1) ハードウェアの定期点検及び予防保守
 - ① 乙は、機器等の安定稼働を保つため、定期点検を実施し、故障の予兆・異常の早期発見に努め、トラブルを未然に防止すること。
万一、故障予兆や異常を発見した場合は、清掃・調整・部品交換などの、トラブルを未然に防止する予防措置を実施すること。
定期保守対象機器は、別紙「機器等構成」のとおりとする。ただし、NAS、ルータを除く。

- ② 各種機器等に関する清掃・整備等を定期保守として実施し、その定期保守実施に当たっては、甲と協議してスケジュールを決め、スケジュール表などを作成して作業を実施することとする。

<ハードウェア等の保守作業内容>

【定期点検（年1回）】

- ・ファン、吸排気孔、DVD-ROM装置等の清掃
- ・エラーログ確認
- ・各デバイスのランプ点灯テスト
- ・予防保守の適用
（修正ファームウェア適用、問題機器の交換）
- ・作業完了後の動作確認
- ・テストプログラムによる動作試験（別途協議）
- ・ハードディスク装置のリード試験（別途協議）

(2) ハードウェア障害時の訪問修理

- ① 乙は、機器等の故障に対し甲又は運用管理受注者からの連絡や要請があった場合は、復旧への対応を行うものとする。
- ② 乙は、機器等の故障に対して、以下の対応を行うものとする。
- ・サーバ本体、サーバオプション、ファイアウォール、UPSについては、24時間365日対応、オンサイト保守とする。
 - ・ルータ及びスイッチングハブについては、9:00～17:00（月～金）受付、オンサイト保守とする。
 - ・NAS及びPCについては、9:00～12:00及び13:00～17:00（月～金）受付、翌営業日オンサイト保守とする。
 - ・サーバ及びNASのハードディスクを交換した場合、保守交換したハードディスクはメーカーに返却せず、県に引き渡すこと。
 - ・スイッチングハブについては、故障時は代替機又は保守等により対応し、運用を継続すること。
 - ・サーバ等のハードウェアの障害や障害の予兆を検知した場合は、メール等にて県に連絡すること。
- ③ 乙は、サーバ等の障害を受付した場合は、可能な限り当日のうちに可能性のある原因を切分けし、応急的な対応策を甲又は運用管理受注者に情報提供し、必要に応じて部品手配及び訪問修理等の対応を行うこととする。

(3) ソフトウェアサポート

データベースソフトウェア及びバックアップソフトウェアについては、メーカーと賃貸借期間のサポート契約を締結すること。9:00～12:00及び13:00～17:00（月～金）のサポートとする。

(4) ソフトウェアの修正情報等への対応

乙は、契約期間中においてソフトウェアのパッチソフト等が発表された場合は、このことを甲に書面で申し伝えるとともに、運用管理受注者に対して製品パッチを提出し、動作検証を得た後に乙がインストールを行うこと。

3 保守業務実施に係る報告

(1) 定期点検及び問題解決支援

乙は、本仕様書に定める業務を実施したとき、その都度、速やかに甲に対して実施報告書を作成し、実施内容及び実施日時を報告するものとする。

(2) 機器等の障害対応

機器等の障害によりシステムの稼働が困難となった場合、乙は、直ちに、障害発生的事实と想定される原因を明示した障害発生報告書を甲に提出することとし、その障害

復旧時においては、復旧までの実施内容と実施日時を示した障害復旧報告書を提出することとする。

4 その他

保守業務に関して本仕様書に定めのない事項及び定められた事項に疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めることとする。